

令和7年10月

お客様各位

大阪協栄信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より、当組合をご利用いただきありがとうございます。

令和7年4月より当組合では、令和3年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に基づき、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みを実施いたしておりますが、今回下記の2点についても受付を終了いたします。

お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和8年(2026年)3月31日(火)に受付終了

自己宛小切手の発行受付

当組合振出の小切手の発行受付を終了します。

2. 令和8年(2026年)9月30日(水)に受付終了

他行支払地の手形・小切手の入金受付

各種ご預金への手形・小切手による入金受付を終了します。

3. 代替手段のご案内

- 当組合ではインターネットバンキングやでんさいネットの取扱はございません。お振込み手続きでご対応ください。

4. 現在「当座預金」口座をご利用のお客様

- 令和7年(2025年)10月より手形・小切手帳の発行受付を停止しており、また、令和8年(2026年)1月より小切手による払戻請求の申込をお受けできません。
- 令和9年(2027年)3月末日に「当座預金」口座の完全廃止を予定しておりますので、事前に「普通預金」または「決済用普通預金」への移行をお願いいたします。

以上

紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry



一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN

信用金庫

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

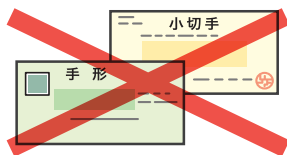
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています（手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等）。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負担軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを
行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

